

生徒心得

定時制課程

1. 志を高くもって、すすんで計画的に学習し、身体を鍛え、自己の発展向上のためにたえず努力する。
2. 先生や友人との交わりを大切にし、つねに相手の人格を尊重して、ことば・動作を正しく品位あるものにするよう努める。
3. 学校・クラス・部活動など、集団の一員としての立場を自覚し、全体の向上のために積極的に協力する。
4. 家庭・学校を通じて、規則正しい生活習慣の確立に努め、登校・下校・集合などの時間を守る。
5. 良い学習環境を保つため、校内の清掃・美化や校具の保全に心を用いる。
6. 服装は清潔・端正で、本校生徒としての品位を失わないものにする。
7. 勉学の意思を保持し、正しい学校の秩序を守るために定められたきまりをよく承知して、これを守る。
8. 自ら学び、考え、行動することを心がける。
9. 社会のルールやマナーを守り、自分の行動に責任を持つ。

諸種のきまり

1. 登校・下校

登校は午後 5 時 30 分まで、下校は午後 9 時までとする。

2. 服装

清潔・端正で、本校生徒としての品位を失わないものにする。

3. 生活

- (1) 授業中には、私語を慎み、授業の妨害となる行為をしてはいけない。
- (2) 無届け又は正当な理由のない欠席、遅刻、早退、欠課をしてはいけない。
- (3) 考查中に、不正行為をしたり、他人に迷惑をかけたりしてはいけない。
- (4) 学校職員に対しては、暴言を発してはいけない。
- (5) 学校職員の注意・指導には従わなければならない。
- (6) 校舎、校具、その他公共の用に供する物を故意に破損してはいけない。
- (7) 学校の施設、設備や他人の物品を無断又は不正に使用してはいけない。
- (8) いじめ・嫌がらせ・暴言等、相手の人権を侵害する行為をしてはいけない。
- (9) 飲酒、喫煙をしてはいけない（未成年者）。
- (10) 成年者であっても、校内では喫煙をしてはいけない。
- (11) 暴力行為、脅迫、窃盗、薬物乱用、その他法令に抵触する行為をしてはいけない。
- (12) 無断外泊及び深夜徘徊をしてはいけない（未成年者）。
- (13) 娯楽風俗店及び高校生の入場が禁止されている遊戯場等への出入りをしてはいけない（未成年者）。
- (14) 不健全な男女交際、わいせつ行為等をしてはいけない。
- (15) 凶器を所持してはいけない。
- (16) 学校や社会の秩序を著しく乱すような行為をしてはいけない。

4. 交通

- (1) 徒歩通学生は、道路の右側端を整然と通行し、多人数が横に並ぶような歩き方はしない。
- (2) 自転車通学生は、自転車は車両であることを意識して、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 並進、2人乗り、雨天時の傘さし運転をしないなど、交通法規を厳守する。
 - ② 車体は常によく整備し、照明のある自転車を使用する。
 - ③ 自転車は、校内の所定の場所に整然と置く。
- (3) 公共交通機関を利用する者は、車内で静粛にするなど、周りの人に迷惑をかけないようにする。
- (4) 自動車及び自動二輪での校内への乗り入れをしてはいけない（保護者、友人）。
- (5) 原動機付き自転車での通学を希望する者は、許可を受けなければならない。
- (6) 飲酒運転、無免許運転、暴走行為、その他道路交通法違反をしてはいけない。
- (7) 交通違反、交通事故を起こした場合は、すみやかに学級担任へ届け出なければならない。

5. 届出・許可願い

- (1) 届けを必要とする場合
 - ① 生徒または保護者の住所に変更があったとき
 - ② 保護者に異動のあったとき
 - ③ 保証人に変更があったとき
 - ④ 負傷その他被害や事故のあったとき
 - ⑤ 公共物を破損したとき
 - ⑥ 忌引・出席停止および欠席・欠課・遅刻・早退をするとき
 - ⑦ 生徒証を紛失したとき
 - ⑧ 下宿するとき
- (2) 許可願いを必要とする場合
 - ① 転学・休学・復学・留学・退学するとき
 - ② 特別に校舎・校具を使用するとき
 - ③ その他
- (3) 届け書および許可願い書は、校長あてとし、学級担任または担当教員に提出する。